

第 2 0 1 4 0 0 1 9 1 4 1 1 号
平成 2 7 年 3 月 1 3 日

各指定共同生活援助事業所運営法人の長 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

共同生活援助事業所における安全確保等について（通知）

本県の障がい福祉施策には、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 7 年 3 月 7 日に千葉県木更津市において隣接する住宅で発生した火災によりグループホームに延焼し、人的被害が発生しました。

については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成 2 4 年鳥取県条例第 7 1 号。以下「条例」といいます。)に定める非常災害対策について、以下のとおり点検を行ってください。また、点検の結果、適切な対応が取られていない場合は、速やかに対応を講じてください。

なお、点検及び措置の実施状況について、後日調査を行うこととしますので御承知ください。

記

1 非常災害対策の適切な実施について

条例別表第 9 サービスの提供の項第 7 号に定める非常災害対策について、同号に定める事項の実施状況について、点検を行ってください。

【点検事項】

- (1) 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- (3) (1) 及び (2) について、利用者及びその家族並びに従業者に対する定期的な周知状況
- (4) 定期的な避難訓練の実施状況

2 地域住民等との連携について

条例別表第 9 サービスの提供の項第 7 号に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要です。については、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作り努めることとしてください。

【点検事項】

消防団や近隣住民との連携状況

3 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置について

条例別表第9サービスの提供の項第5号に定める消火設備の設置状況について点検を行ってください。

また、平成25年の消防法施行令（昭和36年政令第37号）等の改正による、福祉施設等の消防法令における用途区分の見直し、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備（以下「消防設備」といいます。）の設置基準強化等の法改正が平成27年4月から施行され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われます。

見直し後の基準については、既存施設は平成30年4月から、新規施設は平成27年4月から適用されることとなりますが、見直し後の基準が施行される前であってもできるだけ早期に必要な消防設備の設置を行ってください。

【点検事項】

消防法その他法令等に規定された消防設備の設置状況

(担当) 障がい福祉サービス担当 森安
(電話) 0857-26-7193
(ファクシミリ) 0857-26-8136
(電子メール) moriyasuh@pref.tottori.jp